

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人土木研究所の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

業績手当について、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案のうえ支給率を決定して手当を支給した。
 (特別手当を期末手当と業績手当に分け、業績手当については独立行政法人評価委員会における業績評価の結果等に応じて支給率を決定することとし、役員としての業績をより明確に反映する仕組みへの制度改正を行った。)

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	①本給月額の改正(994,000円 → 991,000円) ②特別手当を期末手当と業績手当に改編のうえ支給割合を改正 6月期 特別手当1.60月分 → 期末手当0.70月分、業績手当0.75月分 12月期 特別手当1.75月分 → 期末手当0.80月分、業績手当0.85月分
理事 (寒地土木研究所長)	①本給月額の改正(843,000円 → 840,000円) ②法人の長②に同じ
理事	①本給月額の改正(784,000円 → 782,000円) ②法人の長②に同じ
監事	①本給月額の改正(728,000円 → 726,000円) ②法人の長②に同じ
監事(非常勤)	①非常勤役員手当の改正(248,000円 → 247,000円)

注:役名は法律に合わせた表記にしたため、平成20年度分公表資料における役名と一部異なる。
 「理事(寒地土木研究所長)」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,911	11,916	4,804	1,191 (役員特別調整手当)			*
A理事	6,296	4,215	1,816	127 (役員特別調整手当) 138 (通勤手当)		8月31日	◇
B理事	8,276	5,889	1,991	177 (役員特別調整手当) 117 (寒冷地手当) 102 (通勤手当)	9月1日		◇
C理事	14,587	9,400	3,728	940 (役員特別調整手当) 519 (通勤手当)			◇
A監事	4,465	2,548	1,600	255 (役員特別調整手当) 62 (通勤手当)		7月15日	*
B監事	8,431	6,180	1,269	618 (役員特別調整手当) 364 (通勤手当)	7月16日		
監事 (非常勤)	2,972	2,972			4月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:B理事は、札幌市に所在する寒地土木研究所に置かれているため寒冷地手当を支給している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注4:「役名」欄のうち、「A理事」及び「B理事」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事 (寒地土木 研究所長)	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円 2,457	年 月 2 3	H21.7.15	—	支給額は「暫定的な業績勘案率(1.0)」をもって算出しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成21年度業績評価後に決定する「業績勘案率」の結果に基づき、この支給額との差額を精算することとしている。	*
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「区分」欄のうち、「理事(寒地土木研究所長)」は平成20年度分までの公表資料における「理事長代理」である。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた人件費削減を実施する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項により、法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとしていることから、国家公務員の給与水準に準拠して定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率及び査定昇給の実施に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:業績手当 (査定分)	勤務成績が優れている者の成績率を「特に優秀」又は「優秀」としている。
俸給	一定の期間を勤務した職員の勤務成績に応じて、昇給区分を決定している。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律(給与法)改正に準拠し、次のとおり職員給与規程の改正を実施

- ・地域手当の支給割合の改正 つくば 8% → 10%
- ・俸給月額引き下げ(平均改定率△0.2%)
- ・住居手当の自宅に係る手当(月額2,500円)を廃止
- ・期末手当の支給割合の改正
 - 特定管理職員(6月期1.20月→1.10月、12月期1.40月→1.25月)
 - 一般職員(6月期1.40月→1.25月、12月期1.60月→1.50月)
 - 任期付研究員(6月期1.60月→1.45月、12月期1.80月→1.65月)
 - 再雇用職員(6月期0.75月→0.70月、12月期0.85月→0.80月)
- ・業績手当の支給割合の改正
 - 特定管理職員(6月期0.95月→0.85月)
 - 一般職員(6月期0.75月→0.70月、12月期0.75月→0.70月)
 - 再雇用職員(6月期0.35月→0.30月)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	362人	41.9歳	6,994千円	5,244千円	100千円	1,750千円
事務・技術	100人	42.2歳	6,219千円	4,620千円	114千円	1,599千円
研究職種	262人	41.8歳	7,289千円	5,481千円	94千円	1,808千円

注)常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	-----------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 4	歳 36.8	千円 5,928	千円 4,658	千円 106	千円 1,270
事務・技術	人 0	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 4	歳 36.8	千円 5,928	千円 4,658	千円 106	千円 1,270

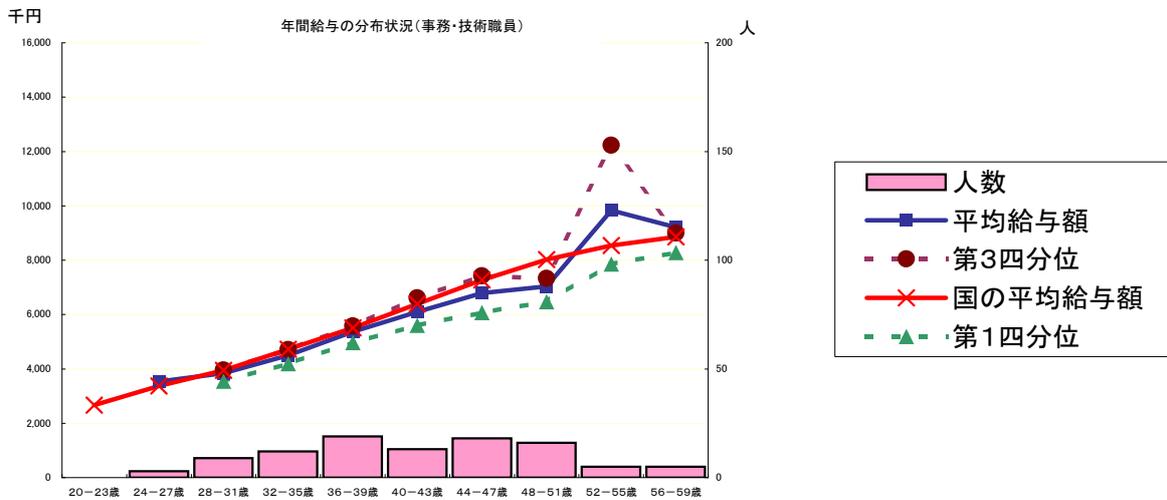
再任用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	-----------	---	----	----	----	----

非常勤職員	人 38	歳 37.5	千円 3,718	千円 3,014	千円 83	千円 704
事務・技術	人 26	歳 35	千円 2,563	千円 2,076	千円 93	千円 487
研究職種	人 12	歳 43	千円 6,219	千円 5,043	千円 61	千円 1,176

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

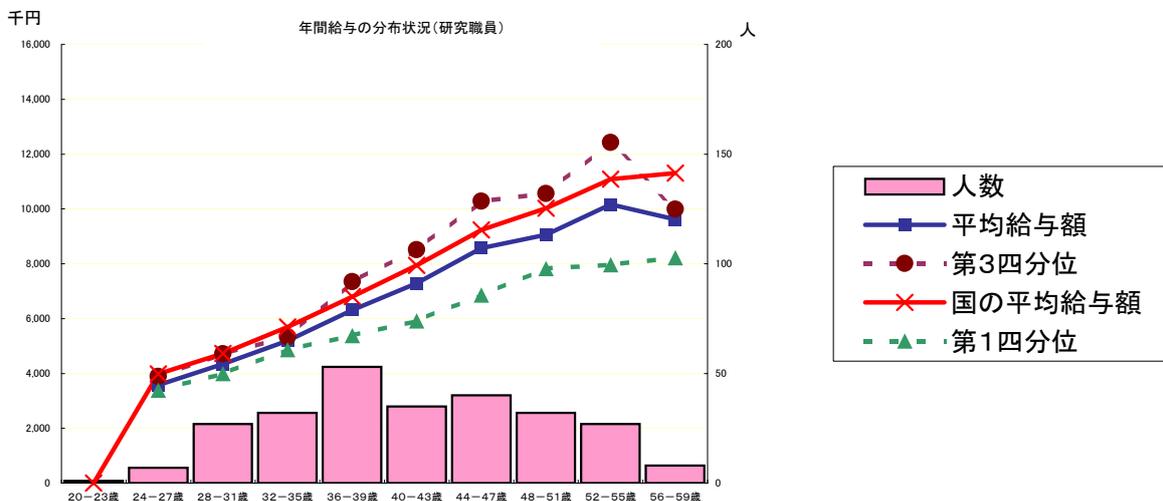
注2: 年齢24-27歳の該当者が3人以上4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部部長	3	55.2	—	12,458	—
本部課長	8	49.3	8,015	8,443	8,872
本部課長補佐	15	48.9	6,866	7,234	7,754
本部係長	45	42.9	5,433	5,979	6,478
本部主任	11	36.9	4,482	4,760	5,163
本部係員	14	30.4	3,576	3,823	4,117

注) 本部部長の該当者が3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(研究職員)



注: 年齢20-23歳の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部研究部長	14	53.9	11,911	12,376	12,826
本部研究課長	37	47.0	9,581	10,086	10,564
本部主任研究員	75	44.7	7,475	8,076	8,654
本部研究員	73	34.2	4,576	4,997	5,496

注) 「本部研究課長」が「本部課長」に相当。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		審議役	監査役、部長	部長、参事、課長	部長、参事、課長	参事、課長、室長、副参事	課長、室長、副参事	専門役、副参事、主査	主査、主任	主事、技師	主事、技師
人員(割合)	100	1 (1.0%)	2 (2.0%)	0 (%)	0 (%)	6 (6.0%)	8 (8.0%)	21 (21.0%)	47 (47.0%)	13 (13.0%)	2 (2.0%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}	58 }	59 }	58 }	50 }	35 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}	}	6,657 }	6,152 }	5,730 }	4,705 }	3,287 }	}
年間給与額(最高～最低)		}	}	}	}	8,997 }	8,280 }	7,854 }	6,478 }	4,436 }	}
						8,015	7,274	5,897	4,448	3,436	

注) 人員が1人または2人の級については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		グループ長、上席研究員	上席研究員、主任研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員(割合)	262	48 (18.3%)	44 (16.8%)	48 (18.3%)	105 (40.1%)	17 (6.5%)
年齢(最高～最低)		59 }	58 }	58 }	50 }	31 }
所定内給与年額(最高～最低)		9,663 }	7,543 }	6,437 }	4,853 }	3,460 }
年間給与額(最高～最低)		5,157 }	5,946 }	4,370 }	2,558 }	1,949 }
		13,364	9,995	8,467	6,421	4,576
		8,393	7,857	5,995	3,449	2,604

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		60.9	64.0	62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	39.1	36.0	37.5	
	%	%	%	
	42.4～33.1	46.0～29.5	44.3～31.2	
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		63.8	67.8	65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	36.2	32.2	34.1	
	%	%	%	
	43.7～32.6	39.5～29.0	37.6～31.2	

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7	65.2	63.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.3	34.8	36.5
	最高～最低	54.4～33.0	46.5～29.8	48.9～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	68.1	66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	31.9	33.7
	最高～最低	43.7～31.3	36.6～28.7	37.6～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.9

対他法人(事務・技術職員)

90.4

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

91.6

対他法人(研究職員)

90.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.9	
	参考	地域勘案 99.4
		学歴勘案 95.8
		地域・学歴勘案 99.3
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77% (国からの財政支出額 9,950百万円、支出予算の総額 12,872百万円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 当研究所の給与制度は国の職員に適用される給与法に準拠して定めており、対国家公務員指数は100以下であることから給与水準は適正なものとなっている。</p>	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.6	
	参考	地域勘案 102.2
		学歴勘案 95.2
		地域・学歴勘案 104.2

III 総人件費について

区分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,490,015	3,557,201	△ 67,186	(△1.9)	613,107 (21.3)
退職手当支給額 (B)	101,870	82,081	19,789	(24.1)	△ 60,545 (△37.3)
非常勤役職員等給与 (C)	382,926	375,372	7,554	(2.0)	144,279 (60.5)
福利厚生費 (D)	368,409	351,946	16,463	(4.7)	46,344 (14.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,343,220	4,366,600	△ 23,380	(△0.5)	743,185 (20.6)

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」が対前年度比△1.9%となっているのは、Ⅱ-1-①「人件費管理の基本方針」に基づき人件費削減に取り組んだことが主な要因である。
- ・「最広義人件費」が対前年度比△0.5%となっているのは、「給与、報酬等支給総額」の減額が主な要因である。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
独立行政法人土木研究所は、平成18年4月1日をもって土木研究所と北海道開発土木研究所を統合し、以下のとおり人件費削減に取り組んでいる。

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

人件費(退職手当等を除く)については「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費(退職手当等を除く)については「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。但し、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下に該当する者に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ・競争的資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
 - ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
 - ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)
- また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

③人件費削減の取組の進捗状況

当年度までの人件費削減率(補正值)は△5.9%となっており、中期計画に定めた目標を上回る削減を達成した。引き続き人件費削減に取り組む。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,708,094	3,670,365	3,624,666	3,510,446	3,426,427
人件費削減率 (%)		△1.0	△2.2	△5.3	△7.6
人件費削減率(補正值) (%)		△1.0	△2.9	△6.0	△5.9

注1: 基準年度(平成17年度)、平成18年度、平成19年度の「給与、報酬等支給総額」については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分に見合う人件費推計額を加え記載しており、平成20年度及び平成21年度については、当該増員分を含んだ実績値である。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注3: 競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。))に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注4: 注3の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)3,757,473千円、平成18年度3,725,385千円及び平成19年度3,669,768千円であった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし